

平成29年度（第2期）甲賀市地域防災計画の修正概要（案）

1 修正理由

防災基本計画の修正、熊本地震等の災害の教訓、関係機関との協議などを踏まえ運用の整合を図るとともに、時点修正等所要の修正を加えるものである。

2 主な修正点

1. 初動警戒体制の見直し

(1) 地域派遣職員等（A-3～10 2. 災害発生時対応フロー）

地域派遣職員の配備と基準を見直し、業務内容を明確にするもの。

(2) 災害本部体制等を見直すもの。

本部員のうち消防長を消防次長（水口消防署長）に改めるもの。

(3) 地震時の配備基準（A-13）（I-7-5）

- ・「東海地震の注意情報・警戒宣言の発令」による運用を取りやめ、新たに整備された「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が気象庁から発表された際は、危機管理課待機職員を情報収集にあたらせるもの。
- ・消防職員、団員の自主参集基準を明確にするもの。

(4) 初動緊急特別体制及び災害対策本部事務分掌の修正（A-29・32）

2. 防災基本計画や滋賀県地域防災計画等との整合を図るための修正

(1) 事前行動計画（タイムライン）の活用（A-18・19）

台風接近時の対応には、事前行動計画（タイムライン）を活用することを明記し、活用の根拠を防災計画に位置づけるもの。

(2) 旅行者及び外国人に対する災害予防計画（I-5-17・18）

- ・旅行者や外国人に対する情報ニーズに応じた対応に修正するもの。
- ・災害時多言語情報センター設置を踏まえた修正をするもの。
- ・やさしい日本語の活用を踏まえた修正をするもの。

(3) 災害廃棄物処理計画（I-7-118～）

環境省が定める「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月）に基づく計画の策定を位置づけるもの。

3. 平成28年熊本地震の教訓を受けた修正

(1) 受援計画の策定（新設）

受援計画の策定を目指す旨を防災計画に位置づけるもの。

4. 指定緊急避難場所の見直し

(1) 指定緊急避難場所の加除（資料編 10 避難所台帳）

地元からの申出により、指定緊急避難場所を加除するもの。

5. その他

(1) 誤記修正、最新情報化

(2) 備蓄食材等の調達計画の作成

(3) 協定の追加・更新

新たに締結した災害時応援協定等

（平成29年6月1日～平成30年1月31日）

No	分類	相手方	協定名称および概要
1		株式会社平和堂	<u>災害時における食料品及び生活関連物資の供給等に関する協定書</u> 市が食料品及び生活関連物資等を調達する必要がある際の迅速かつ円滑な必要物資の供給 【締結日】 H29.9.7
2		株式会社パロー ホールディングス	<u>災害時における食料品及び生活関連物資の供給等に関する協定書</u> 市が食料品及び生活関連物資等を調達する必要がある際の迅速かつ円滑な必要物資の供給 【締結日】 H29.9.21
3		福井県越前町長 愛知県瀬戸市長 愛知県常滑市長 兵庫県篠山市長 岡山県備前市長	<u>災害応急対策活動の相互応援に関する協定</u> 協定市相互間の、食料品及び生活関連物資等の提供、被災者の救助等に必要な資機材・車両の提供及び職員の派遣、ボランティアのあっせん、被災者の受入れ、被災者に対する住宅のあっせん、窯業又は製陶業の復旧に係る資機材の支援 【締結日】 H29.12.2